

目的 「あらゆる形態の婦人に対する差別撤廃条約」の国連採択に続き、1980年の同条約署名に対し、わが国はいづれと賛成を表明した。今後はこの批准に向けて国内の条件整備が必要である。このうち教育に関する事項で、中学、高校の家庭科の現行制度が条約に違反するか否かが問題となっている。そこでこの点を含めて世界の家庭科の実態を把握しわが国への示唆を得ようとするものである。

方法 ユネスコ出版物から、文部省又はそれに相当する政府機関へ26カ国、家政学専攻より成る機関を有する国々7カ国(但しうち20カ国は両方の機関へ送ったので、実働国数は53カ国)へ、1980年12月、英文テープよりなる質問紙を郵送し航空便による回答を求めた。

結果 1981年6月末までの有効回答国は政府機関11、民間14、計25カ国。うち両機関よりのもの6カ国あり、これを差引くと正味19カ国であり、有効回収率35.8%。主に制度面に関する知見を、中間報告として7月5日、「家庭科の男女共修をすすめる会」において発表した。今回はこれに続くもので、大枠の制度だけでなくゆからぬ部分も、家庭科の実施のしかたや内容面からと、広く教育観も含めて、送付を受けた資料を中心に検討し、わが国に比し、家庭科教育により積極性がうかがえた北欧を中心に、得られた知見を主として報告する。